

島根原子力発電所の状況他

2026年2月6日
中国電力株式会社

- 1. 島根2号機の運転状況 p3
- 2. 島根2号機特重施設および島根3号機の新規制基準適合性審査状況 p7
- 3. 島根1号機の廃止措置状況 p12
- 4. 浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る
不適切事案を踏まえた対応について p15

1. 島根2号機の運転状況

1. 島根2号機の運転状況

○運転状況

- 2025年1月10日に営業運転を再開以降、運転を継続しています。
- 2026年1月6日に発生した島根県東部を震源とする地震(松江市 震度5強)により、発電所において、震度3を観測しました。この地震により発電所の運転に支障はないことを確認しています。

○次回(第18回)定期事業者検査について

- 2026年2月9日から実施する第18回定期事業者検査について、1月8日に原子力規制委員会へ定期事業者検査報告書(定期事業者検査開始時)を提出しました。
- 本検査期間中には、現在建設中の特定重大事故等対処施設について、実施可能な範囲の干渉物対策※1等を実施します。
- 運転開始から40年を超えて運転するために必要な特別点検※2の実施に向け、原子力圧力容器他に対し非破壊検査等によるデータ採取を開始します。

※1: 特定重大事故等対処施設の配管等の設置予定箇所に置かれている既設の配管や支持構造物、電線管の移設や形状変更を実施予定。

※2: 原子力圧力容器や原子炉格納容器などの重要設備における劣化状況を詳細に把握する点検であり、運転開始35年以降に点検等により採取したデータに基づき、劣化状況を確認・評価する。

(計画)

- 2026年2月9日: 発電停止
- 2026年8月6日: 発電再開
- 2026年9月4日: 総合負荷性能検査

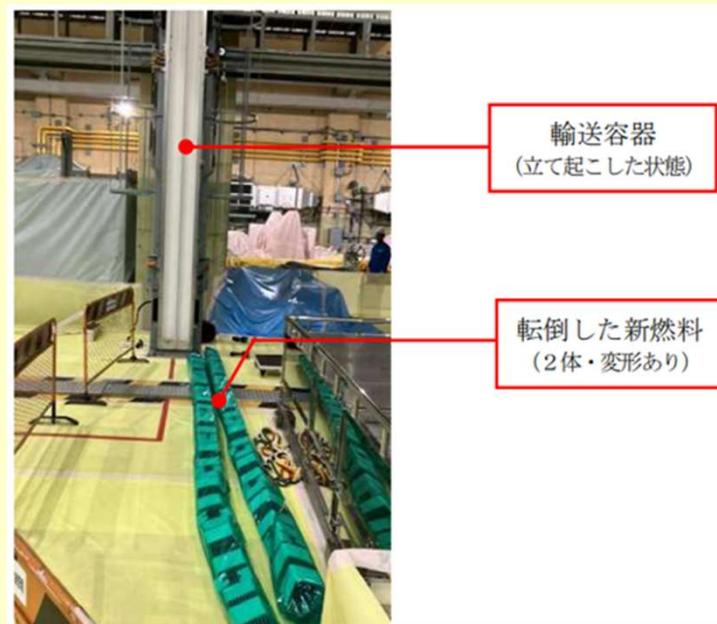
1. 島根2号機の運転状況

○2025年10月20日に発生した新燃料受取検査における新燃料の転倒について(1/2)

- 2025年10月20日、島根2号機原子炉建物4階(放射線管理区域内)で実施していた新燃料受取検査※³において、新燃料2体が転倒する事象が発生しました。

※3:新燃料に、輸送による損傷・形状変化がないことや、異物の混入がないこと等を確認する検査

- 本事象は、燃料メーカーにおいて新燃料受取検査を実施していた中、クレーンにより輸送容器を立て起こす際、輸送容器に転倒防止用のストッパーやロープを設置(以下、転倒防止策)しておらず、新燃料2体が床面に転倒したものです。
- 当該新燃料については、転倒の影響による変形を確認したため、使用しないこととしました。
- 検査業務に従事していた協力会社の作業員1名について、転倒した新燃料が右手および右足に接触したことから病院で診療を受け、「打撲」と診断されました。
- 本事象による作業員の被ばく、環境への放射能の影響および島根2号機の運転への影響はありません。



○2025年10月20日に発生した新燃料受取検査における新燃料の転倒について(2/2)

- 2025年11月10日、当社は燃料メーカーと原因を取りまとめ、再発防止策を策定しました。

【事象の原因】

メ ー カ	<ul style="list-style-type: none"> 作業員が1名少ない状況で作業を開始し、役割分担を明確にしなかった。 燃料メーカー作成の作業手順書には転倒防止策の実施について記載されていたが、ホールドポイント(次行程に進むにあたり、作業責任者の確認を必須とするポイント)として設定していなかった。
当 社	<ul style="list-style-type: none"> 作業手順書において、立会時に転倒防止策を確認することとしていなかった。

【再発防止策】

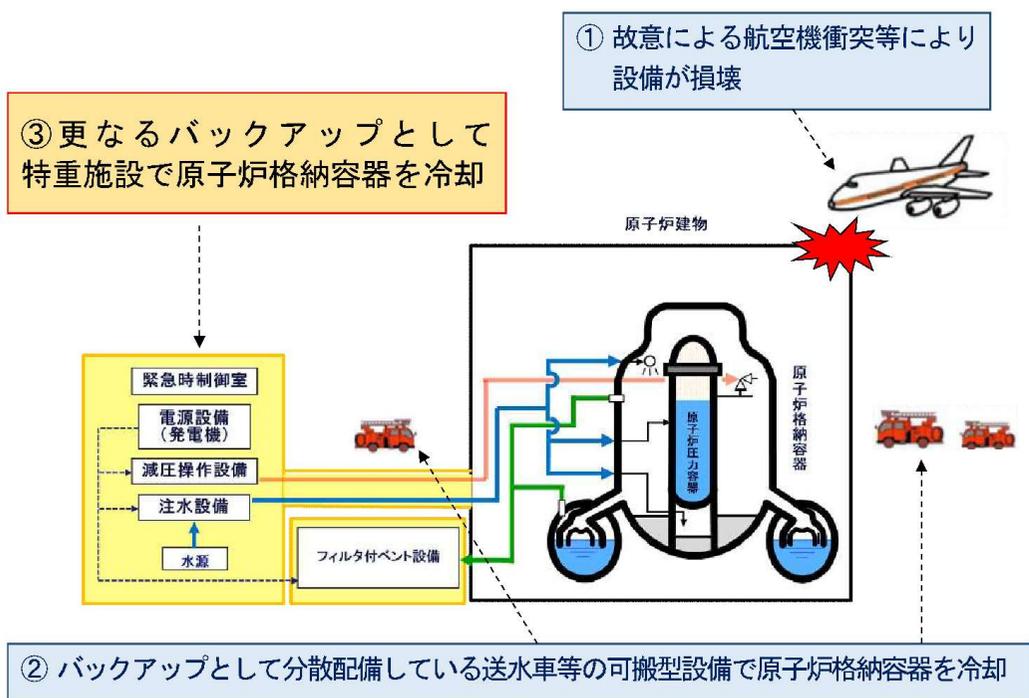
メ ー カ	<ul style="list-style-type: none"> 作業体制に変更が生じた際は、当社の確認を受けてから作業を開始することを作業手順書に反映する。 作業手順書において、転倒防止策の実施等をホールドポイントとして設定する。
当 社	<ul style="list-style-type: none"> 立会時に確認が必要な作業(転倒防止策等)を再整理し、作業手順書に反映する。 作業体制に変更が生じた際は、作業体制の確認を行い、必要な指示を行うことを作業手順書に反映する。

2. 島根2号機特重施設および島根3号機の新規制基準適合性審査状況

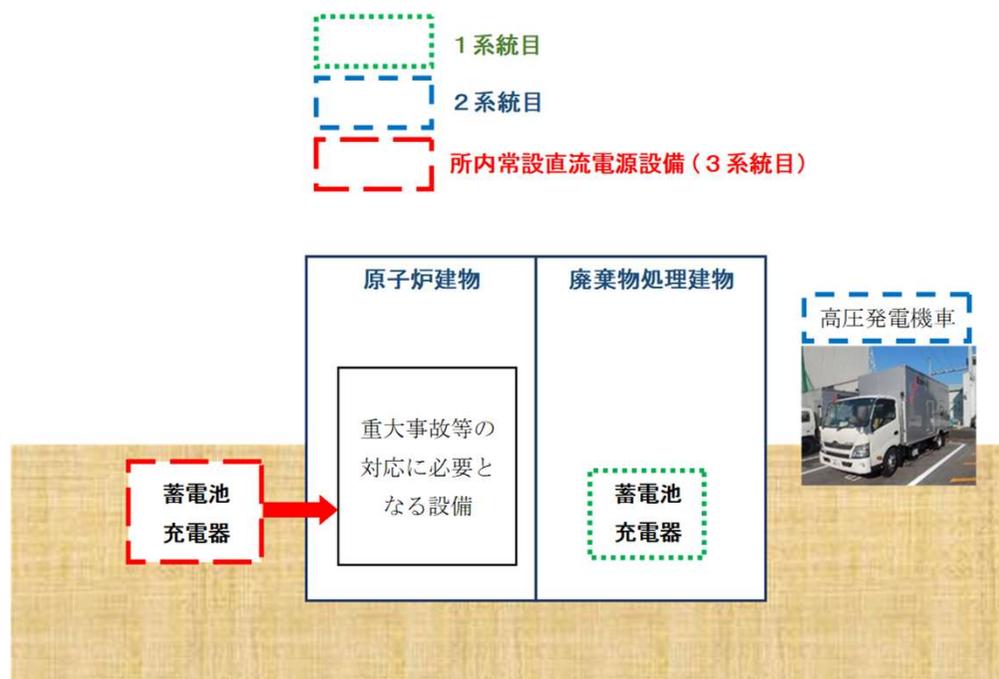
○島根2号機特定重大事故等対処施設他

- 2025年1月31日、島根2号機の特定重大事故等対処施設における建物、土木構造物の詳細設計を取りまとめ、原子力規制委員会へ設計及び工事計画認可申請を提出しました。
(特定重大事故等対処施設の電源・注水等に係る設備および所内電源(3系統目)の詳細設計についても、準備が整い次第、それぞれ設計及び工事計画認可を原子力規制委員会に申請することとしています。)
- 2025年3月24日、特定重大事故等対処施設等の設置について、島根県から事前了解を受領したことにより、全ての関係自治体から事前了解等を受領しました。
- 2026年1月15日時点で設計及び工事計画認可にかかる審査会合は3回開催しました。

<特定重大事故等対処施設のイメージ図>



<所内常設直流電源設備(3系統目)のイメージ図>



○島根3号機

- これまでの審査会合において、当社が想定する設置変更許可に係る審査スケジュールに加え、島根3号機の対策は先行例を踏襲していることから大きな論点はないと考えていること、また、2025年度中に一通りの説明を終えたいと考えていること等を説明しています。
- 現在は審査スケジュールに従い、順次説明中で、2026年1月15日時点での審査会合の開催実績は計24回。
- 2025年12月12日に原子力規制委員会 山岡委員による島根3号機の現地調査が実施されました。

【確認項目】

島根3号機の敷地の地質・地質構造に関して、露頭やボーリングコア確認等



《オープニング挨拶》



《現場確認》



《ボーリングコア確認》

○島根3号機

- 2026年1月15日に新規制基準適合性に係る審査状況等の自治体向け説明会を実施し、以下の内容について、関係自治体の執行部へ説明を行いました。

【説明項目】

- 島根3号機 新規制基準適合性審査の状況について
- 島根2号機 プルサーマルについて

【説明会詳細】

- 開催日時:2026年1月15日(木) 13:30~16:30
- 開催場所:島根県松江市(テクノアークしまね)
- 出席者:関係自治体(2県6市)執行部

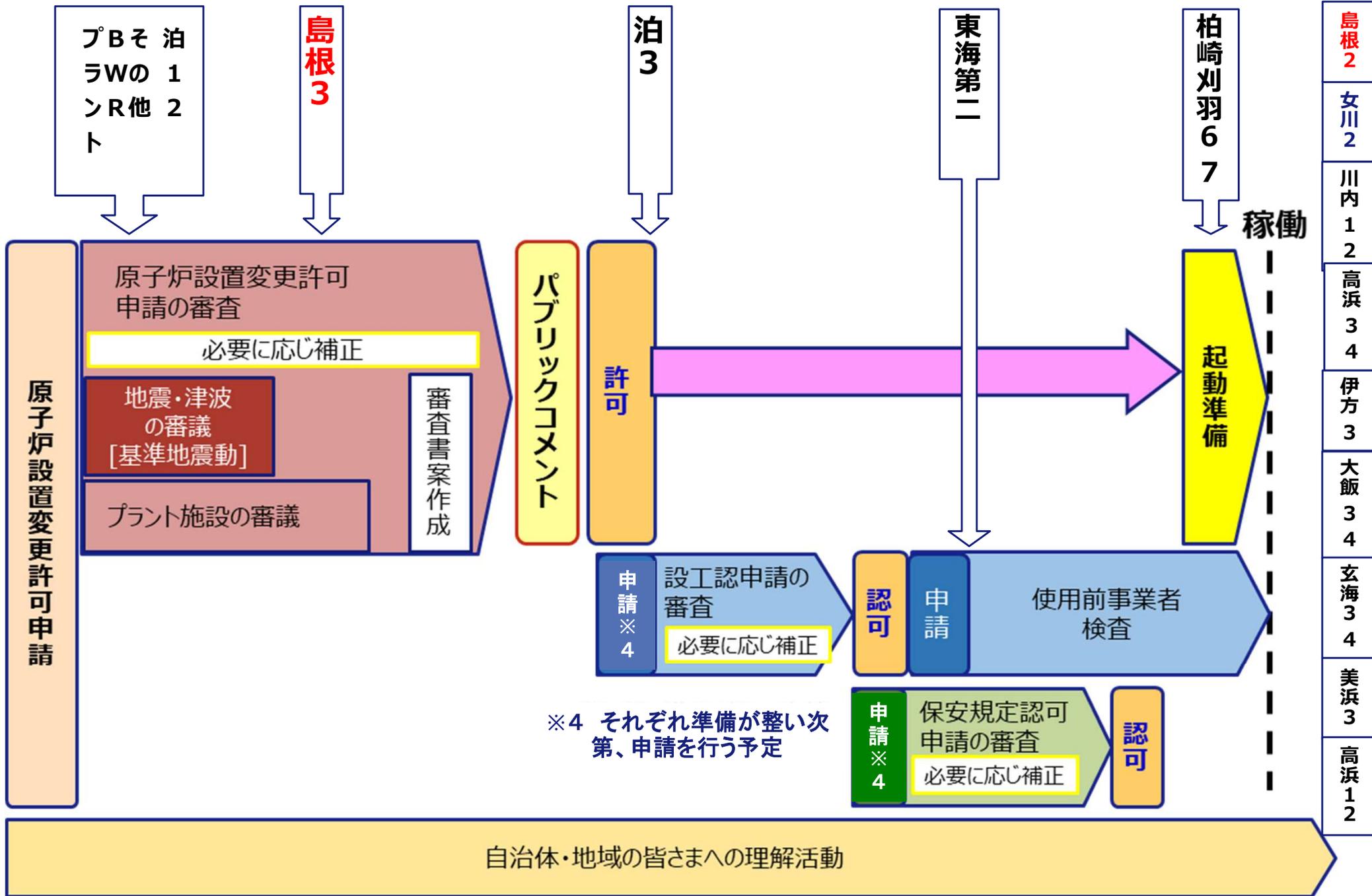
(説明者)

経済産業省 資源エネルギー庁 皆川原子力立地・核燃料サイクル
産業課長

島根原子力本部 井田副本部長 他

2026年1月15日時点

(注) 稼働までの流れは島根3号機の想定を記載



※4 それぞれ準備が整い次第、申請を行う予定

3. 島根1号機の廃止措置状況

○進捗状況

- 2017年7月28日、廃止措置作業に着手しました。
- 2024年5月24日から原子炉本体周辺設備等解体撤去期間(第2段階)へ移行し、同月29日から第2段階作業に着手しています。
- 2025年3月17日、放射線管理区域内設備の解体に着手しました。
- 2025年度は液体ポイズン系タンク※⁵の解体を実施(同年7月31日竣工)しました。また、2026年3月にタービングランド蒸気発生器※⁶室内機器等の解体に着手予定です。
- 今後も安全確保を最優先に、着実に進めていきます。

※5: 制御棒が挿入できない場合に原子炉を未臨界状態にするため、原子炉に注入するホウ酸水を貯蔵しているタンク

※6: タービン室への蒸気漏洩、復水器への空気漏入を防止するため、タービン軸封部等にシールする蒸気を発生させる装置

【現場の状況】



2024～2025解体設備
(液体ポイズン系タンク廻り)



2025年度解体着手予定設備(2026年3月着手予定)
(タービングランド蒸気発生器室内)

○廃止措置の工程

- 島根1号機の廃止措置計画は、解体工事準備期間(第1段階)、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間(第2段階)、原子炉本体等解体撤去期間(第3段階)、建物等解体撤去期間(第4段階)の4段階に区分し、約30年かけて完了する予定です。
- 第3段階以降については、第2段階の実施結果等を踏まえ、あらためて廃止措置計画の変更を申請します。

	廃止措置計画認可日～2023年度	2024年度～2035年度	2036年度～2043年度	2044年度～2049年度
廃止措置実施区分	解体工事準備期間 (第1段階)	原子炉本体周辺設備等解体撤去期間 (第2段階)	原子炉本体等解体撤去期間 (第3段階)	建物等解体撤去期間 (第4段階)
主な作業		安全貯蔵	原子炉本体の解体撤去	
		放射線管理区域内の設備(原子炉本体以外)の解体撤去		建物等の解体撤去
		燃料搬出・取り渡し		
		汚染状況の調査		
		汚染の除去		
		放射線管理区域外の設備の解体撤去 放射性廃棄物の処理処分		

4. 浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る 不適切事案を踏まえた対応について

- 2026年1月5日、中部電力株式会社が浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案があった旨、公表されました。
- 2026年1月13日、原子力エネルギー協議会（以下、ATENA）が、当該事象を踏まえ、他の事業者における状況の確認を開始する旨、公表されました。
- 2026年1月19日、ATENAが、他の事業者における状況確認の結果の取りまとめ内容を公表されました。

【取りまとめ内容】

- 基準地震動の選定プロセス及び当該プロセスに関する原子力規制庁への説明内容
 - 各社の基準地震動の策定プロセスは、原子力規制委員会の審査ガイド（基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド）に基づいた手法で評価されていることを確認した。
 - 審査会合が開催されたプラント・施設については、上記評価プロセスを原子力規制庁に説明していることを確認した。
- 基準地震動の代表波の策定プロセスの妥当性
 - 代表波を意図的に策定している事実は確認されなかった。
- ATENAにおいても、今後、中部電力（株）が設置した第三者委員会の調査結果などの新たな情報が得られ次第、それらを踏まえた確認を実施する方針とされています。